

地域で暮らす高齢者の生活のお手伝いをしてみませんか？ 生活支援サポーター養成講座を開催します

生活支援サポーターってなに？

町が認定する介護保険サービス（基準緩和型訪問サービス）の担い手として、室内の掃除、洗濯、ゴミ出し、買い物、調理などの日常生活を支える生活支援を行います。（ただし、ホームヘルパーではないので身体の介助は行いません。）ホームヘルパーなどの経験や資格がなくても大丈夫です。

町内3か所にある訪問介護事業所のいずれかに所属し、勤務に応じて時給が支払われるパートタイムの仕事です。（時給は事業所によって異なります。）

地域に貢献したい

自分の経験を活かしたい



子どもが学校へ行っている間に仕事がしたい

受講者を募集します

対象者 満18歳以上の町内在住者

（原則、受講後に生活支援サポーターとして就労できる人。）

日 程 9月25日（月）午前10時～午後4時05分

9月26日（火）午前10時～午後4時30分

場 所 役場2階大会議室

<タイムスケジュール>

9月25日（月）

時間	内容
10:00～10:05	開講式
10:05～11:00	東郷町の現状と地域包括ケアシステム
11:10～12:00	生活支援活動の心得
12:00～13:00	昼休憩
13:00～14:00	高齢者の権利を守る
14:10～15:00	援助の場面別対応方法
15:10～16:00	インフォーマルサービスについて
16:00～16:05	事務連絡

9月26日（火）

時間	内容
10:00～11:00	高齢者の身体的特徴と対応
11:10～12:00	地域包括支援センターについて
12:00～13:00	昼休憩
13:00～16:00	介護業務に生かすコミュニケーションスキル
16:00～16:15	閉講式
16:15～16:30	訪問介護事業所説明

※上記2日間のすべての講座を受講した方を生活支援サポーターとして認定します。

定員 20 名

参加費無料



生活支援サポーターの仕事を

始めるまでの流れ

1 生活支援サポーター養成講座の受講終了



2 町内3か所（下記参照）にある事業所のいずれかに登録

- ・東郷町シルバー人材センター
- ・東郷町社会福祉協議会指定訪問介護事業所
- ・もみの木訪問介護事業所



3 登録した事業所での仕事開始

申込み・問合せ

高齢者支援課

0561-56-0753（直通）